

公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 更新を認められた者の住所及び名称

東京都千代田区神田和泉町2番地

日本通運株式会社

(法人番号 : 4010401022860)

2 保税蔵置場の名称及び所在地

日本通運株式会社門司海運支店太刀浦S P

福岡県北九州市門司区太刀浦海岸66-3

3 更新した期間

自 令和8年4月1日

至 令和14年3月31日

令和8年3月9日

門司税関長

弓削 州司